

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成18年4月6日(2006.4.6)

【公開番号】特開2000-240767(P2000-240767A)

【公開日】平成12年9月5日(2000.9.5)

【出願番号】特願平11-41166

【国際特許分類】

F 16 H 55/36 (2006.01)

F 16 D 41/06 (2006.01)

【F I】

F 16 H 55/36 Z

F 16 D 41/06 F

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月14日(2006.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

又、上記一方向クラッチ21は、上記従動ブーリ7bがスリープ8aに対して所定方向に回転する傾向となる場合にのみ、従動ブーリ7bとスリープ8aとの間での回転力の伝達を自在とする。この様な一方向クラッチ21を構成する為に本例の場合には、上記従動ブーリ7b及びスリープ8aを軸受鋼等の硬質金属により造ると共に、これら従動ブーリ7bの中間部内周面及びスリープ8aの中間部外周面を、それぞれ円筒面としている。そして、これら両周面同士の間に、それぞれがロック部材である、断面形状が非円形である複数個のスプラグ27を、クラッチ用保持器28により保持した状態で設けている。本例の場合、このクラッチ用保持器28の軸方向両端部は、上記各サポート軸受10a、10aを構成する内輪25、25の端面に当接若しくは近接させて、軸方向に亘るずれ止めを図っている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

上述の様な一方向クラッチ21を構成する複数個のスプラグ27には、弾性リング29等の弾性材により、上記スリープ8aの外周面と上記従動ブーリ7bの内周面とに押し付ける方向の弾性を付与している。上記各スプラグ27は、上記スリープ8aと上記従動ブーリ7bとが所定方向に相対回転する場合には、これらスリープ8aの外周面と従動ブーリ7bの内周面との間で突っ張り、これらスリープ8aと従動ブーリ7bとの間で回転力の伝達を行なわせる。これに対して、上記スリープ8aと上記従動ブーリ7bとが逆方向に相対回転する場合に上記各スプラグ27は、これらスリープ8aの外周面と従動ブーリ7bの内周面とに対して滑り、これらスリープ8aと従動ブーリ7bとの間で回転力の伝達を行なわせない。尚、この様なスプラグ型の一方向クラッチ21の構造及び作用は、従来から周知であるので、詳しい説明は省略する。又、上記各スプラグ27の形状は、伝達すべきトルクの大きさ等に応じて各種の形状を採用できる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

上述の様に構成する本例のオルタネータ用一方向クラッチ内蔵型ブーリ装置は、前記各凹溝9、9にそれぞれ係合する、無端ベルトの内周面に形成したリブ1当たりの単位長さ毎の牽力が100 [kgf/m] を越え、且つ駆動用エンジンの回転速度の変動率が、アイドリング時で20%程度になる用途に使用する。この様な用途に上記オルタネータ用一方向クラッチ21の働きにより、無端ベルトを掛け渡した前記従動ブーリ7bの回転速度が、オルタネータの回転軸3に固定したスリープ8aの回転速度以上の場合にのみ、上記従動ブーリ7bからこの回転軸3にトルクを伝達する。